

確定申告不要で寄付金控除を受けることができる「ワンストップ特例制度」を利用するためには、特例申請書の提出が必要です。

【重要変更点】

2016年1月1日以後、ワンストップ特例の制度を利用される場合、申請用紙に個人番号（マイナンバー）を記入する必要があります。また、それに伴い、なりすまし防止の書類（個人番号確認の書類、本人確認の書類）を申請書と共に郵送していただく必要がありますので、ご注意ください。

※2016年分の申請用紙の郵送は2017年1月10日必着（予定）です。
（期日に間に合わなかった場合は、別途確定申告をする必要があります。）

「ワンストップ特例」に関する詳細は以下のURLからご確認ください。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20150401.html#block02

ワンストップ特例制度の申請の流れ

申請の前に「ワンストップ特例制度」を利用できる条件を確認してください。
両条件を満たさない場合は確定申告をする必要があります。

1. 勤務先で年末調整される給与所得者等で、確定申告を必要としないと見込まれる方
2. 1年間のふるさと納税納付先自治体が5つまでの人

手順1：記入する

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に記入してください。記載例は次の通りです。

【記載例】

平成 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

平成 28 年 10 月 8 日 小浜市長 殿

住所	福井県小浜市大手町6-3	フリガナ	オバマ タロウ
電話番号	03-0000-0000	氏名	小浜 太郎
		個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
		性別	男 女
		生年月日	男・大 40. 10 .20

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

こちらの記入見本は、2016年1月1日～12月31日の寄付に対する申請分となります

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 28 年 5 月 4 日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

平成 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所	氏名	受付日付印
	殿	

受付団体名

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

1. 申請日を記入する
2. 氏名を記入し、押印する
3. マイナンバーを記入する
4. 住所を記入する（住民票のある住所）
5. 日中連絡のつく番号を記入する
6. 性別・生年月日
7. 寄付をした日付
クレジットカード決済、ソフトバンクまとめて支払い、auかんたん決済の場合は、お申込日を、コンビニ、ペイジー、郵便局でのお支払いは、お支払日となります。
8. 確定申告をしないことを確認しチェック
9. 寄付先が5自治体以内であることを確認しチェック

手順2:必要書類をそろえる

2016 年はマイナンバー法の施行により、各種書類の提出が義務付けられています。申告特例申請書（専用様式）と一緒に、以下のいずれかの書類を同封してください。

A パターン

- マイナンバーカードの写し（※両面）

B パターン

- 番号通知カード（写し）もしくは住民票（番号あり）（写し）
- 運転免許証（写し）もしくはパスポート（写し）

C パターン

- 番号通知カード（写し）もしくは住民票〔番号あり〕（写し）
- 健康保険証および年金手帳など、提出先自治体が認める公的書類 2 点以上の写し

手順3:郵送する

寄附受付先の自治体へ郵送してください。小浜市の場合、郵送先は下記の通りです。なお、書類に不備がある場合、寄付金控除を受けることができません。十分にご確認をお願い致します。

送付先

〒917-8585 福井県小浜市大手町 6 番 3 号
小浜市役所 人口増未来創造課 ふるさと納税担当 宛
Tel : 0770-64-6008

平成 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

平成 年 月 日 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	印
	個人番号	
電話番号	性 別	男 女
	生年月日	明・大 昭・平

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数で5以下であると見込まれる者をいいます。

-----（切り取らないでください。）-----

平成 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
道府県民税

住 所	受付日付印
氏 名 殿	

受付団体名	
-------	--